

この号の内容

- 1 令和元年度 第二回感染対策研修会開催報告
- 2 インフルエンザマニュアル改定のお知らせ

令和元年度 第二回感染対策研修会開催報告



1月17日（金）に第二回感染対策研修会が開催されました。演者として東北医科薬科大学病院 感染症内科 関 雅文先生をお招きし、感染症にまつわる幅広いテーマを取り上げて頂きました。なかでも冒頭ではインフルエンザに関する最近の知見等を紹介していただき、インフルエンザ流行期ならではの注意点等が満載です。また後半部では医師以外の病院職員が、感染症治療にどのように関われるか具体例を挙げながら分かりやすく解説していただき、有意義な研修内容となっております。



現在、この研修会の内容は電子カルテ端末より動画視聴可能となっております。詳細はグループウェア上にて公開されている1月28日の掲示文を参照してください。また視聴確認としてバリテスシステムを用いた簡単な設問を設けていますので、こちらも忘れないようにお願いします。

インフルエンザマニュアル改定のお知らせ

1月20日(月)より当院インフルエンザマニュアルが改定となりました。大きな改定点として、抗インフルエンザ薬予防投与についてがあげられ、この改訂により院内での予防投与に使用できる薬剤や空容器に関するルールが下記のように変更となりました。

	患者	職員
改定前	使用薬剤 ・タミフルカプセル ・イナビル吸入粉末剤 空容器の返却 ・不要	使用薬剤 ・タミフルカプセル ・イナビル吸入粉末剤 空容器の返却 ・使用後速やかに提出
		
改定後	使用薬剤 ・オセルタミフルカプセル ・イナビル吸入粉末剤 空容器の返却 ・不要	使用薬剤 ・オセルタミフルカプセル 空容器の返却 ・使用後1週間以内に空容器を返却

この改訂により職員の予防投与には、イナビル吸入粉末剤は原則使用不可となりました。また空容器の返却については返却の締め切り期間が明記されました。仮に返却期間の超過があった場合、確認メールの送信や所属長への相談をさせていただきます。

厚生労働省はインフルエンザ予防に関し①ワクチンの接種②手指衛生の実施③十分な休息などを推奨しており、意外にもマスクの着用を推奨していません※

この機会にサージカルマスク着用だけでなく、手指衛生も併せて実施し、インフルエンザの発症予防に取り組んでください。

※マスクの不適切な着用（鼻マスク、腕マスク等）により、確実な予防効果が立証されていないと判断されていると考えています。